

議第107号

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成20年11月18日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

京都市中央卸売市場業務条例の一部を次のように改正する。

第46条中「第58条」を「第58条第1項前段」に改める。

第57条第2項第5号中「第58条第1項」を「第58条第1項前段」に改める。

第58条を次のように改める。

(委託手数料の率の届出等)

第58条 卸売業者が卸売のための販売の委託の引受けについて委託者から收受する委託手数料の額は、卸売価格の合計額に別に定める取扱品目ごとに卸売業者が定める率（以下「手数料率」という。）を乗じて得た額とする。この場合において、新たに定め、又は変更した手数料率は、別に定める日からこれを適用させるものとする。

- 2 卸売業者は、手数料率を定め、又は変更しようとするときは、別に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 卸売業者は、手数料率を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示しなければならない。
- 4 市長は、この条例の施行に必要な限度において、第2項の規定により届け出た卸売業者に対し、同項の届出に係る手数料率が当該卸売業者の経営に与える影響その他必要な事項について説明を求めることができる。
- 5 市長は、第2項の届出に係る手数料率が委託者に対して不当に差別的な

取扱いをするものであるときその他卸売市場の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、当該手数料率を届け出た卸売業者に対して、当該手数料率の変更を命じることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市中央卸売市場業務条例第58条第2項の届出及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。

提案理由

卸売業者が委託者から収受する委託手数料の率を自ら定めることができることとする等の必要があるので提案する。